

4 環境にやさしく快適にくらすまち

地球にやさしい循環型社会の構築

現況と課題

□自然環境の保全と環境美化

温暖な気候に恵まれている本市には、風光明媚な海岸線や緑豊かな山々など美しい自然環境が豊富に残されています。生物の多様性の確保をはじめ、自然の持つ公益的な機能の保全や癒し効果、景観形成などの機能の維持・増進を図るため、本市の豊かな自然環境の保全と創出について、市民と行政が一体となって取り組む必要があります。

本市面積の大部分を占めている森林は、傾斜地が多く崩壊しやすい地質で形成されています。

また、河川については、川幅が狭く蛇行箇所が多いため、流下能力が小さく自然災害を受けやすい状況にあります。

このような地理的条件のもと、植栽未済地の植林や土砂流出防止のための砂防ダムの整備、河川の堤防や排水路の整備など、山地水源から河川流域に至る治山・治水事業に関係機関が連携して計画的・一体的に取り組み、市土の保全に努める必要があります。そして、自然生態系に十分配慮した事業の推進が求められています。

一方で、市民生活に係る環境美化や環境衛生について、各自治公民館が中心となった自主清掃活動などを実施し、ごみの散乱防止に努めるとともに市民のモラルの向上を目指しています。なお、環境衛生については全体的に向上していますが、依然として不適切なペットの飼養による問題等が発生しています。

このようなことから、飼い主のモラル向上によるペットの適正な飼養と愛護、狂犬病予防注射の実施等を推進し、関係機関との連携強化を図り、さらなる環境衛生の向上に努める必要があります。そして、今後とも市民への啓発活動に努め環境衛生・環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、環境美化活動等の取組を支援することが重要です。

また、市営墓地及び葬祭場については適正な維持管理運営に努める必要があります。

加えて、水質、騒音などの現状を正確に把握するとともに、日南市環境基本条例により将来にわたる良好な環境の確保を目指しつつ、市内に立地する事業所との公害防止協定の締結、そして行政指導の徹底など総合的施策を推進する必要があります。



なお、し尿については、日南市衛生センターにおいて浄化汚泥と合わせて処理していますが、公共下水道や浄化槽の普及により、処理量は年々減少傾向にあります。

また、処理施設は老朽化が進んでおり、更新の時期を迎えていますが、更新には多額の費用を要するため効率的な処理方法が求められています。

□地球温暖化防止

平成17年の京都議定書発効により、日本は、1990年比で6%の温室効果ガスの削減義務が課され、地球温暖化対策に関するより一層の取組が求められています。地球温暖化対策として、省エネルギーの推進、ごみ減量化やリサイクルの推進、新エネルギーの導入、森林保全の推進などがあります。

本市においては、省エネルギーへの取組として、家庭における省エネルギー推進のための企画及び啓発活動、そして将来を担う子ども達に温暖化問題を考えてもらうために、*ワークショップの開催や校内温暖化対策推進員の任命など学校における省エネルギー推進に取り組んでいます。

また、ごみ減量化やリサイクルの取組については、古紙・空き缶などの資源ごみの回収率向上のために回収量に応じて行政区に対し補助金を還元したり、生ごみ減量のために生ごみ処理機を購入される方に補助金を交付するなど、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでいます。

今後の課題としては、「*協働」の理念のもと、行政だけでなく市民・事業者と一緒に地球温暖化対策に取り組む体制づくりが求められます。また、資源ごみの回収品目の拡大や本市の雄大な森林を活用した温室効果ガス吸収のための取組も検討していく必要があります。

□新エネルギーの導入

本市は自然エネルギーの資源が豊かであり、光・水・風などを生かしたクリーンエネルギーの可能性を秘めています。

この地域特性を生かし、太陽光発電・水力発電・風力発電等の利活用を図り、市をあげて省エネルギーの啓発や新エネルギーの導入、水資源の確保を積極的に検討することが必要です。

そして太陽光発電、*バイオマス等の新エネルギーの導入を促進するとともに、市民・事業所等への情報提供・普及啓発活動を行うなど、総合的に取り組んでいく必要があります。

ワークショップ

司会進行役が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験する体験型講座。

協働

同じ目的のために、協力して物事に取り組むこと。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。



施策の体系

1 水辺環境及び森林・海洋資源の 保全と創出

- (1) 自然環境の保全と創出
- (2) 治山・治水事業の推進

2 環境衛生・美化対策の推進

- (1) 身近な環境衛生の向上
- (2) 墓地及び葬祭場の管理・運営
- (3) 公害対策の推進
- (4) し尿の適正処理

3 地球温暖化対策と廃棄物対策

- (1) 地球温暖化防止への取組と
環境教育
- (2) ごみの適正処理と減量化
- (3) 新エネルギーの導入



酒谷川



施策の展開

1 水辺環境及び森林・海洋資源の保全と創出

施策の方針

- 1 農地や森林のもつ水源かん養機能等公益的役割に対する理解を深めるため、体験学習や森林づくりボランティア等、市民や都市住民が体験活動に取り組むとともに、農山村を健全な姿で持続的に発展させていくためのソフト、ハード両面の施策を一体的に推進します。
- 2 サンゴ礁等の海洋資源や海岸・河川等の水辺環境の保全と活用に努め、漁民の森など水質向上を目的とした森林づくりの推進と保全を図ります。
- 3 自然保護活動に取り組むボランティア組織・※NPO等との協力や活動の支援を行います。
- 4 分野ごとの連携により、堆肥循環システムの構築等環境保全への取組を強化します。

施策の概要

(1) 自然環境の保全と創出

- ① 広渡川や酒谷川等の河川、海岸、公園等の整備にあたっては、市民に親しまれる魅力ある親水空間づくりに努めます。
- ② 日南海岸国定公園、坂元棚田などの自然を生かした観光都市日南にふさわしい景観づくりを推進します。
- ③ 自然公園区域（日南海岸国定公園）については、管理計画に基づく適切な保全と活用を図るとともに、海中公園内のサンゴ礁を保全するため、県や関係機関と連携を図り、有害貝類等の食害の防止に努めます。
- ④ 人と野生鳥獣との共生や生物の多様性の確保等を踏まえ、野生鳥獣の適切な保護管理に努めます。
- ⑤ 地域住民や森林づくりボランティア等の協力により、寺社等の一団の樹林や巨木、古木、名木など樹容の優れた樹木の保存に努めます。
- ⑥ 沿道や観光地の花木等については、適正な管理と保全に努めます。
- ⑦ 環境学習等を通して自然保護思想の普及を図るとともに、みどりの少年団や森林づくりボランティア等による多様な自然環境保全活動を促進します。

NPO
(NonProfitOrganization)
非営利活動組織。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。



(2) 治山・治水事業の推進

- ①山林所有者や森林組合、関係機関と連携し、植栽未済地への植林や保水力の高い広葉樹の植栽を奨励し、山地斜面の土砂崩壊防止や水源のかん養を促進するとともに、砂防ダム施設などの整備を推進します。
- ②河川の氾濫や決壊などの河川災害を未然に防止するため、水辺環境や周辺の生態系に配慮しながら、広渡川や酒谷川の主要河川をはじめ、益安川や大根川、戸高川等についても、関係機関や関係団体と協力しながら整備促進を図ります。
- ③治山事業と治水事業の重要な関連性を認識し、関係機関と連携して市土の保全に努めます。



環境学習 水辺調査（水生生物調査）



施策の展開

2 環境衛生・美化対策の推進**施策の方針**

- 1 快適に暮らすための生活環境の向上に向けて、市民、企業、行政が一体となった環境衛生や環境美化活動を充実させます。
- 2 公害については、監視体制の強化などによる未然防止対策を図ります。
- 3 環境汚染防止に関する意識啓発を行い、市民や各種団体の主体的な環境管理への取組を促進します。

施策の概要**(1) 身近な環境衛生の向上**

- ①啓発活動の充実を図り、ペットの適正な飼養と愛護を推進し、飼い主のモラル向上に努めます。
- ②関係機関との連携を強化し、食品衛生の管理や狂犬病予防注射の徹底を図り、衛生的なまちづくりを促進します。
- ③市民と行政との連携を図り、不法投棄の監視体制を強化します。
- ④管理されていない空き地の所有者に対して、適正な管理を指導します。
- ⑤市民や事業者の環境美化意識の高揚を図りながら、公共的施設や河川、海岸の清掃などの環境美化活動を支援・推進します。

(2) 墓地及び葬祭場の管理・運営

- ①市営墓地の環境整備に努め、区画の整理などの適正な維持管理に努めます。
- ②葬祭場の適正な維持管理運営と充実を図ります。

(3) 公害対策の推進

- ①公害の発生を未然に防止するため、啓発活動や情報提供により、市民、事業者の環境関係法令への理解及びモラルの向上を図ります。また、重要な手だてとなる公害防止協定には、市民、事業者の協議に行政が積極的に関わり、より住民の意向を反映した具体的かつ実効性のある協定締結に努めます。
- ②水質検査や悪臭測定などの環境計測を定期的実施し、監視体制の強化を図ります。



- ③公害が発生した際には、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、法令や公害防止協定に基づいた、指導・助言の徹底に努めます。
- ④水質浄化対策として、公共下水道や浄化槽の整備を推進するとともに、市民一人ひとりが水資源の重要性を理解し、生活排水対策に取り組んでいただくために啓発を推進します。

(4) し尿の適正処理

- ①し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による適正で衛生的な収集・運搬を促進します。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う衛生センターについては、施設の老朽化が進んでおり、施設の更新を行うよりも、処理工程に共通性のある下水道終末処理場で、下水と合わせて処理することが経済的かつ効率的であるため、共同処理を推進することとし、それまでは適正な維持管理に努めます。
- ②市民に対して、広報紙等による啓発や関係機関との連携により、浄化槽の法定検査と清掃実施率の向上を図ります。



下水道の日キャンペーン



施策の展開

3 地球温暖化対策と廃棄物対策

施策の方針

- 1 地球温暖化など、地球規模での環境問題に対する意識の高揚と身近な地域での取組を促進します。
- 2 環境学習を推進するとともに、地域の環境活動等を支援し、協働による環境保全の推進とネットワーク化を進めます。
- 3 自然エネルギーの有効活用を図る観点から、新エネルギーとしての※バイオマス、風力、太陽光、水力発電等のクリーンエネルギーについて、活用のノウハウを蓄積し共有することで普及導入を進めます。
- 4 ごみの効率的な処理を行うとともに、ごみ処理有料化や資源ごみの分別収集によるごみの減量化及び一般廃棄物をリサイクルする循環型の廃棄物処理を推進します。
- 5 市民と一体となったごみの減量化推進のため、4 R（リフューズ：不要なものは買わない、リデュース：減量、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）の意識啓発に努めます。

施策の概要

(1) 地球温暖化防止への取組と環境教育

- ①市民が省資源・省エネ活動などの身近な地球温暖化防止対策を実践できるよう、学習の場を設けるとともに、楽しみながら地球温暖化防止対策を実践できる事業を推進します。
- ②学校における地球温暖化防止対策を推進し、未来の地球を担う子どもたちの環境意識の向上を図ります。
- ③事業所における省エネ設備や環境マネジメントシステムの導入を推進し、環境に配慮した事業活動の普及を図ります。
- ④環境保全活動を行っているNPOや事業所間のネットワークを強化し、行政と協働で環境活動を行うための体制の強化を図ります。
- ⑤自然観察会や環境学習のためのイベントを開催するほか、環境情報の※データベース化などの環境教育、学習教材の充実を図ります。
- ⑦環境教育を推進するための人材育成の強化を図ります。
- ⑧黒潮環境センターは、ごみの減量化やリサイクルの啓発拠点、体験型環境学習施設として充実していきます。結に努めます。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

データベース

特にコンピューターで、さまざまな情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。



(2) ごみの適正処理と減量化

- ①ごみ処理有料化については、今後ともごみ減量の効果を分析しながら推進していきます。
- ②ごみ収集量や世帯数に応じた、効率的な収集システムやごみステーション設置場所等の見直しなど、ごみ収集作業の効率化を図ります。
- ③クリーンセンターについては、計画的な点検補修により、適切な施設の維持管理に努めます。
- ④日南串間広域不燃物処理組合最終処分場の機能の充実を図り、埋立て処分量の減量化を推進します。
- ⑤ごみ分別の徹底・減量化・再資源化など、地域に根ざした啓発活動を展開し、日南串間地区4R推進協議会と連携してごみ処理対策の充実を図ります。
- ⑥容器包装リサイクル法の施行に伴う分別収集や家電リサイクル法施行に伴う収集は、引き続き民間を活用し、ごみの発生抑制に向けた処理費用の公平負担などについて検討します。
- ⑦市民のリサイクル活動を促進するため、リサイクルフェアの開催や黒潮環境センター利用者の拡大を図ります。
- ⑧分別回収に対応した収集運搬体制の充実と効率化に努めます。
- ⑨不法投棄や不適正処理を防止するため、関係機関と連携し、監視強化と適正処理の指導に努めます。

(3) 新エネルギーの導入

- ①本市の地域特性を生かしたモデル的設備の公共施設への導入を図り、新エネルギーの活用を推進します。
- ②天然ガスや太陽光発電などの自然にやさしいエネルギーの利活用を図ります。また、太陽光と風力を併用したハイブリッド街路灯や、バイオマスエネルギーなどの活用についても、将来の課題として検討・研究を進めます。
- ③平成17年度策定の「乱杭野地区風力発電事業化導入計画」に基づき、積極的に民間主導による太陽光発電や、風力発電の事業化を推進します。
- ④関係機関と連携しながら、地球環境に優しい新エネルギーに関する情報の提供などを行い、家庭や事業所への導入が推進されるよう、普及啓発に取り組めます。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	エコネットワークにちなん会員数	26人	90人
2	リサイクル率の向上	(H20実績) 16.6%	24%
3	ひとり1日当たりの 一般廃棄物排出量	(H20実績) 1,117グラム	973グラム
4	住宅用太陽光発電システム設置	406件	600件



学校での環境ワークショップ



エコネットワークにちなんの活動
(回収した割りばし)

基本方針 2

快適で質の高い住環境の形成

現況と課題

□住環境

本市では、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業、農村総合整備モデル事業等により市全域にわたる総合的な住環境の整備を行ってきました。近年、市民の生活様式が多様化する中で、今後はさらに全ての市民がゆとりのある環境の中で安心、安全に生活できるよう、*ユニバーサルデザインの導入も含め人にやさしい住環境の整備に取り組む必要があります。

□居住環境

本市の住宅事情は、専用住宅のうち約7割が持家であり、そのほとんどが木造一戸建てとなっており、残りの約3割が借家です。

本市ではこれまで、低所得者等の住宅困窮者に対し入居可能な公営住宅を管理・運営し、安定した居住環境の提供に努めてきました。さらに、定住を促進し、地域の活性化に資するための山村定住住宅や、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅など、地域の実情に応じた公営住宅の提供を行ってきました。その結果、住宅の量的な面についてはおおむね充足されていますが、質的な面では、生活様式が多様化・高度化する中で、子育て世代や高齢者など多様な居住者ニーズに配慮した住戸改善等を進めていくことが求められています。

そのため、規模も小さく、老朽化している建設年度の古い公営住宅は、今後、住宅の規模や設備等の質的充実を図るため、補修・改修、建替等を計画的に行う必要があります。

□移住環境

近年、本県の知名度が上がり、本市においても、豊かな自然環境などから、*U・J・Iターン者が増加傾向にあります。本市では、日南いいもの発信事業として、住民から空き家等の情報提供を受けホームページ等で紹介するとともに、不動産会社と連携を図り、物件を紹介し、移住希望者の募集を行っています。

移住環境の整備に当たっては、U・J・Iターン者からのニーズは様々であることから、特に短期滞在が可能な住環境の整備が必要となっています。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語などの様々な特性や違いを超えて、はじめから全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしているという考え方。

U・J・Iターン

U：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る。

J：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る。

I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住む。



□公園

市民にとって最も身近な憩いの場である公園は、地域住民の集いの場、子どもたちの遊び場となっています。今後とも地域住民が愛着を持って公園を利用できるよう、子育てニーズに対応した安全な遊具施設の充実や、だれもが日常的に利用し憩いの場として集うことの出来る快適な空間づくりが求められています。

また、有事の際に対応した避難場所としての機能も併せ持つ公園の整備が必要となっています。

一方、地域住民が身近な公園に愛着を持ち、美しい環境を保っていくには、住民参加による維持管理や運営を促進することが大切となります。このため、地域住民が公園づくりや管理運営に幅広く参加できるしくみを構築する必要があります。

□水道

本市の上水道は、大正10年4月の給水開始以来、市勢の伸展とともに、健康的で快適な市民生活を維持するとともに、都市機能・産業活動を支える重要な*ライフラインとしての役割を果たしてきました。しかしながら、近年の水需要の減少、経済活動の低迷などから、水道事業を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、水道施設の老朽化や災害対策等の必要性の高まりにより、拡大・拡張の時代から本格的な維持管理・更新の時期を迎えつつあるといえます。

水道施設の配給能力と水需要との隔たりが懸念されるなか、統合による給水区域の拡大に伴い、将来の水需要に見合った施設能力や施設配置を含めた水道システム全体の再構築を検討する必要があります。また、簡易水道事業、小規模水道施設の統廃合も併せて検討することが必要です。

□生活排水処理

本市を流れる広渡川や細田川、潟上川などの河川は、その豊かな恵みで市民生活を潤し、産業や文化を育んできましたが、一方では、経済活動の拡大や生活様式の多様化に伴う生活排水等により、河川環境の改善が求められるようになりました。このようなことから、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、これまで各種施策を導入し、生活排水処理に努めてきました。

油津地区や吾田地区、大堂津地区等の市街地や、北郷町、南郷町の一部については、公共下水道事業や集落排水事業により、計画的な整備を進め、それ以外の地域は、浄化槽による生活排水処理を推進しています。

今後も本市の清らかな河川を将来にわたって保全するために、下水道に関しては、未普及地域を計画的に整備し、水洗化の促進に努め、浄水槽により整備する地域については、さらに設置を推進するとともに、浄化槽への転換及び適正な維持管理について啓発する必要があります。

ライフライン

電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。



施策の体系

1 定住環境の整備及び住環境・ 居住環境の整備

- (1) 定住環境の整備
- (2) 移住環境の整備
- (3) 公営住宅の整備
- (4) 民間住宅の建設支援

2 生活基盤の整備

- (1) 安全で安心な水道水の安定供給
- (2) 生活排水処理施設の整備

3 憩いの空間整備

- (1) 公園等の整備
- (2) 公園の管理・運営体制の構築



市中心部から太平洋を望む



施策の展開

1 定住環境の整備及び住環境・居住環境の整備**施策の方針**

- 1 ユニバーサルデザインの導入等高齢者をはじめあらゆる人にやさしく、住みよい住環境づくりを推進します。
- 2 U・J・Iターン者のニーズに対応できるよう、空き家等の情報収集に努めるとともに、短期滞在ができる住宅の提供制度の整備に努めます。
- 3 公営住宅については、地域の実情に応じた公的賃貸住宅の整備等に関する計画に基づき、建替、改善、維持管理を計画的に実施します。

施策の概要**(1) 定住環境の整備**

- ①良好な住環境を形成するため、道路、公園、下水道等の都市基盤整備を総合的に推進し、住環境を充実させます。

(2) 移住環境の整備

- ①空き家等情報バンク制度により、住民から空き家や空き地の情報を収集し、市ホームページ等に掲載するとともに、不動産会社と連携を図り、様々な物件を紹介するなど、U・J・Iターン者への情報提供に努めます。
- ②移住希望者のニーズに対応するため、公共施設又は民間事業者等が所有するアパート等を活用した短期や長期のお試し滞在が可能な住宅の提供について、制度化に向けた整備に努めます。

(3) 公営住宅の整備

- ①公営住宅の建設・建替については、居住環境改善及び周辺環境を考慮した公営住宅の質の向上に努めるとともに、高齢者向け住宅の整備など人にやさしい公営住宅の整備を推進します。
- ②耐用年が多年数ある場合又は住宅ニーズの高い既存の公営住宅については、居住性・安全性の向上や建物の長寿命化を図るため、計画的な整備・改修を推進します。
- ③その他の既存の公営住宅の管理については、必要に応じた補修・改修などを行い、住宅の延命を目指した適正な管理を推進します。



(4) 民間住宅の建設支援

①住宅の新築・改修に対する住宅金融公庫や県の助成・貸付制度の紹介等、良質な住宅の建設、改修を支援します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	移住者数(世帯)累積	9世帯	30世帯
2	公営住宅における 住宅用防災火災警報器設置率	88.5%	100%
3	公営住宅における 住戸内段差解消住戸率	19.5%	33%



市営楠原住宅



バリアフリーの進む市営住宅



施策の展開

2 生活基盤の整備

施策の方針

- 1 将来にわたり安全で安心なおいしい水を安定的に供給するために、簡易水道等の上水道への統合や、重要度に応じた水道施設の整備・更新及び災害時の危機管理体制の強化・整備等を計画的に実施します。
- 2 生活排水の処理については、それぞれの地域の実情に応じて、生活排水処理対策に基づき、公共下水道の整備、浄化槽の普及等を推進し、快適な生活環境の確保と河川や海洋の水質保全に努めます。

施策の概要

(1) 安全で安心な水道水の安定供給

- ①安全で安心な水道水を安定的に供給するため、飢肥浄水場系・東郷浄水場系・波平瀬浄水場系・大丸浄水場系での水道水の相互融通や、配水経路の多系統化などの水運用機能を強化するとともに、水道施設の耐震化を図ります。
- ②水道水の安定供給を保持するため、水道施設の老朽化度や重要度に応じて、計画的な更新を図ります。
- ③将来の水需要に見合った施設能力や施設配置を検討し、水道システム全体の統廃合や再構築により効率化を図り、運転管理経費の削減に努めます。
- ④簡易水道等の上水道への統合を行います。併せて、一元管理のための監視システムを導入し、相互の効率化を図ります。
- ⑤災害時に、迅速かつ的確に対応するための危機管理マニュアルを作成するとともに、他市町や管工事業組合との協力体制の強化や既存のGISシステムの活用などにより、危機管理体制の強化・充実に努めます。
- ⑥民間活力を生かした事業運営体制の構築を図り、事業の効率化に努めます。
- ⑦市民に対し水道事業についての理解を促すため、特に市民の関心が高い水質や災害対策に関する広報と広聴の充実に努めます。

(2) 生活排水処理施設の整備

- ①公共下水道事業については、供用区域を拡大するため、桜ヶ丘、時任町、星倉、大藤地区などの整備を計画的に推進します。



- ②下水道施設の老朽化に伴い改築更新が必要な施設が増加してくるため、施設の適正な維持管理による延命化を図り、定期点検の実施、補修、修繕、改築を効率的に行います。
- ③各種の汚水処理施設は、遠隔監視等の集中管理により、安全かつ安定した維持管理を推進します。
- ④自然と共生する*循環型社会に貢献するため、汚泥などの下水道副産物の再利用に努めます。
- ⑤公共下水道事業は、地方公営企業として経営基盤を強化するために、使用料の増収、企業債残高の縮減、適切な施設管理等に努めます。また、下水道整備の必要性を広く市民に啓発するとともに、水洗化普及指導員による戸別訪問等により、水洗化の普及に努めます。
- ⑥浄化槽により生活排水処理対策を行う地域は、浄化槽設置の補助制度等の周知に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理が行われるよう、情報提供と啓発活動に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	生活排水処理率	(H20実績) 45.1%	59.8%
2	下水道普及率	(H20 実績) 33.1%	38.1%
3	下水道水洗化率	(H20 実績) 76.5%	81.5%
4	合併浄化槽処理率	(H20 実績) 18.6%	27.5%



完成した糞肥浄水場

循環型社会

排出抑制、再使用、再資源化を柱とした、資源を大事にする社会。

施策の展開

3 憩いの空間整備

施策の方針

- 1 街区公園をはじめとする都市公園や農村公園等の計画的な整備を行い、適正な管理に努めます。

施策の概要

(1) 公園等の整備

- ①全ての利用者がいつでも気軽に利用できるよう配慮した公園・広場の整備に努めます。
- ②地域防災計画に基づき、身近な公園・広場を避難所等としての活用を図ります。

(2) 公園の管理・運営体制の構築

- ①良好な公園として、地域との協働による整備・維持管理に努めます。
- ②地域の需要や利用者ニーズに対応した新たな管理運営方式の導入に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	地元等に管理を委託した 都市公園数	21箇所	26箇所
2	供用都市公園数	46箇所	47箇所



安全で安心して生活できるまちづくり

現況と課題

□防災・危機管理

近年、全国的にも予想を超える甚大な災害が発生する中で、本市においても地理的・自然的条件から、台風、集中豪雨による中小河川のはんらん、土砂災害に加え、東南海・南海地震、日向灘沖地震などの今後発生する可能性の高い地震による被害も懸念されます。これらの災害を未然に防止し被害を最小限度にとどめるためには、河川整備や急傾斜地崩壊対策が必要であり、河川上流部における伐採後の造林や人工林の保水維持のための間伐の推進、保安林の機能維持向上のための治山対策が重要です。

また、これまでも災害危険箇所・急傾斜地・地すべり地帯の指定を受け、砂防ダム等の建設が行われるなど、積極的な保全対策を行ってまいりましたが、今後も国や県、関係機関との連携を図りながら、危険度や優先度の高い箇所から順次防災対策を進めていき、自然災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

一方で、災害時の被害をできるだけ小さくするよう、行政と市民との協働や地域社会における住民の自主的な活動によって、災害に強いまち、そして災害のないまちづくりを進めていくことが重要です。

そして、災害時の対応として、防災体制の確立や情報伝達手段の構築、自主防災組織の育成・強化による自助・共助の確立が必要です。さらに、緊急輸送道路に位置づけられた高速道路・幹線道路の整備や、災害時の対策拠点となる公共施設の耐震化及び連結するライフラインの確保など、総合的な対策が急務となっています。

また、消防職員・消防団員を中心とした、風水害時における水防体制の強化や消防施設の充実、救急救助体制の確立を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人などの災害時要援護者に対する迅速かつ的確な対策についても、関係機関や自主防災組織、ボランティア団体などとの連携強化を推進する必要があります。

併せて、大規模テロなどの武力攻撃事態等についても、市国民保護計画に基づいて、国・県との連携した取組の強化と住民への啓発活動を展開していくことが重要です。このような状況の中で、危機管理体制の強化に努めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、市民・行政・関係機関が一体となって防災に取り組む必要があります。



□消防・救急

本市の常備消防は、1本部、1消防署、2出張所の体制で、消防団は消防団本部、14分団、54部で組織編成しており、地域住民の生命、身体、財産等を保護する重要な責務を果たしています。消防団員については、訓練・研修を通して資質の向上を図っているところですが、近年、消防団員の確保が困難になってきています。

一方で、住民の高齢化や社会環境の変化などから生じた複雑な災害・事故による救急出動件数が年々増加しており、救急車の現場到着に時間を要する地域もあることから、今後は救急体制の充実・強化に努めていく必要があります。このような中、「市民とともに安全、安心なまちづくりを目指す」という消防の使命の実現のため、消防、救急・救助、予防の各分野の充実に取り組み、市民と行政、関係機関が一体となった総合的な消防体制の強化を行う必要があります。

□地域安全

核家族化の進行などにより、本市でも地域住民の連帯意識が薄れ、地域内における犯罪抑制機能の低下を招き、その結果、凶悪犯罪のほか、身近なところでも犯罪や事故が発生するなど、地域住民を取り巻く社会環境は悪化しています。

このため、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちを構築するには市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、市民と行政との連携を図り、地域が一体となった防犯活動の推進や防犯体制を一層強化していくことが求められています。

また、市民の消費生活においても、国際化社会や情報化社会などの進展により、様々な手口の犯罪・トラブルが発生しています。特に、高齢者や若者を狙った「マルチ商法」、「かたり商法」などの悪質商法による消費者被害や、携帯電話や*インターネットなどの通信機器を悪用した架空請求、「オレオレ詐欺」、「振り込め詐欺」などの手口による被害も数多く発生しています。

犯罪のない安全で住み良い地域社会を実現するためには、地域内の助け合いと連帯意識により「自分たちの地域は自分たちで守る」という意欲と意識を高め、警察、防犯協会、地域住民とが相互に連携した取組を強化することが必要です。あわせて、居住環境の整備や少年非行防止活動の強化が求められています。また、消費形態の多様化や支払方法の複雑化に対応し、消費者自身が「かしこい消費者」となることが求められるため、消費者一人ひとりが心豊かで生きがいのある消費生活が実現できるよう、情報提供や啓発活動を充実する必要があります。

さらに、市民が健康的で安全な生活を送るためには、健全な食をめぐる環境を整え、食中毒などの食品事故を防ぐ衛生管理の強化や衛生意識の啓発活動などの取組が必要です。

インターネット
世界規模のコンピューター通信網のこと。



□交通安全

運転免許人口の増加や高齢化社会の進展に伴い、交通事故の発生は依然として多く、地域社会の安全を脅かしています。

日南警察署管内における平成20年の交通事故の状況をみると、発生件数は343件で死者は3名であり、事故の発生原因は、前方不注意や安全不確認などが多く特に、高齢者や若者の関係した事故が増加しています。

交通事故の未然防止を図るためには、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に加え、各交通安全運動期間における交通安全意識の啓発や、各種団体と連携協力した交通安全運動を強化することで、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現していく必要があります。

また、交通指導員の育成や交通安全施設の整備を行い、交通マナーの向上や道路交通環境整備に努めるとともに、事故被害者のための県交通事故相談所を広く周知し、救済制度の活用促進を図る必要があります。

施策の体系

1 防災都市づくりの推進

- (1) 危機管理体制の確立
- (2) 安全な社会基盤整備と保全対策

2 防災協力体制の強化

- (1) 自主防災組織の体制強化
- (2) 防災意識の啓発

3 消防・救急体制の充実

- (1) 消防・防災体制の強化
- (2) 防火・防災への取組み
- (3) 救急・救助体制の確立

4 地域安全活動の推進

- (1) 防犯活動の推進
- (2) 消費者意識啓発の推進
- (3) 食品衛生対策の推進

5 交通安全活動の推進

- (1) 交通安全対策
- (2) 交通安全意識の高揚



施策の展開

1 防災都市づくりの推進

施策の方針

- 1 地域防災計画に基づき、災害時に即応できる総合的な体制の整備拡充を進め、河川災害、山崩れ、土砂災害や地震災害等の大規模災害に備えるため、防災関係機関との連携の強化を図ります。
- 2 広報システムとしても有効な防災行政無線の拡充及び防災ラジオ・防災メールの普及・啓発を図り、アナログ方式からデジタル方式への移行に取り組めます。
- 3 風水害や土砂災害等の自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、治山・治水事業等の推進を図ります。
- 4 災害時の人員、物資等の輸送を確保する緊急輸送道路の整備を促進するとともに、河川、橋梁、港湾、漁港等の社会資本について、国や県、関係機関と連携を図り、自然災害に対する安全性の向上に努めます。
- 5 地震による被害を軽減するため、公共施設及び一般住宅の耐震化を推進します。

施策の概要

(1) 危機管理体制の確立

- ①過去の災害等を教訓とし、地域の実情に応じた実効性のある対策の充実を図るため地域防災計画の見直しを行います。また、住民に対して各種災害の危険性を周知し、災害による被害を最小限に抑えるため、洪水※ハザードマップの見直し及び各種ハザードマップ（土砂災害・地震等）を作成します。
- ②台風、集中豪雨、地震・津波など、住民に対して即時に情報を提供するため、防災行政無線の効果的な活用と運用を行うとともに、市ホームページや携帯電話を利用したメールサービス、さらに防災ラジオの普及、拡大など、多様な情報伝達手段を幾重にも構築し、情報伝達手段の整備を推進します。
- ③災害発生時の初動体制や情報伝達体制等の検証を行うため、防災関係機関、企業、地域住民を含めた防災訓練を計画的に行い防災体制の充実を図ります。
- ④災害等の緊急時に対応するため、防災資機材、非常食・生活用品など、年次的な計画を策定し、備蓄に努めます。また、各種業者との生活物資等の供給に関する協定の締結に努めます。さらに、各家庭内での食料品・水等の備蓄についても、住民への啓発活動を強化します。

ハザードマップ
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。



- ⑤災害発生時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者・障がい者・乳幼児・外国人などの災害時要援護者対策として、社会福祉団体等における体制づくりや、自主防災組織との連携を強化し、具体的な避難誘導などのマニュアル策定を行います。
- ⑥外部からの武力攻撃や大規模テロなどに対応するため、国民保護計画について、国・県はもとより、市内の関係機関等との連携を図りながら、事態を想定した訓練の実施や住民に対する計画の周知など、啓発活動を推進します。また、*同報系防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の導入を検討します。
- ⑦災害時における上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン確保体制の充実を図ります。

(2) 安全な社会基盤整備と保全対策

- ①河川災害や冠水被害等を防止するため、河川改修や浚渫等の整備を図ります。
- ②大規模地震災害に対処し緊急避難と緊急物資輸送を図るため、耐震性の高い港湾施設の整備を促進します。
- ③市土保全と市民生活の安全を確保するため、土石流、地滑り、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を図ります。
- ④機能の低下した森林や保安林については、治山ダムの設置や森林整備等の治山対策を推進し、市土保全と山地災害等の防止を図ります。
- ⑤農業生産基盤を災害等から未然に防止するため、農地防災施設等の整備を図ります。
- ⑥津波、高潮、波浪等による災害を防止するため、関係機関と連携を図りながら、堤防、護岸、離岸堤等海岸保全施設の整備を図ります。
- ⑦公共施設の耐震診断及び耐震改修を推進するとともに、一般住宅の耐震化についての啓発や普及に努め、建築・改修にあたっての各種相談・助成の紹介を行い、良質な住宅建築・改修を促進します。
- ⑧宮崎県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路の整備促進を図るとともに、特に市民の生活や医療を支える「いのちの道」である東九州自動車道及び国道220号等については、早期整備を国に要望します。

同報系防災行政無線
屋外スピーカー又は地域によっては戸別受信機で人命に関わる通信を確保するために整備された専用の無線通信システム。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	防災ラジオの普及台数	1,145台	1,670台
2	防災メール登録者数	700人	1,200人
3	備蓄整備率	60.0%	100%



地震・津波対策訓練

「いのちの道」国道220号



災害に強い道路整備が望まれる



台風による道路の寸断 (H20.9.18被災)

2 防災協力体制の強化

施策の方針

- 1 災害発生に備えた防災知識の普及と総合防災訓練の実施により、市民の防災に対する意識高揚に努めるとともに、自主防災組織、ボランティア団体の育成・強化を図ります。
- 2 自主防災組織の活動を支援することにより、市民が安心して暮らすことができるような安全なまちづくりを進めます。

施策の概要

(1) 自主防災組織の体制強化

- ①災害時に、公的な支援体制に加え「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災組織における認識の下に初動体制を確立するため、組織化の推進と組織内における防災リーダーの育成を支援します。
- ②自主的な訓練や研修会の積極的な実施を促進するため、講師派遣や訓練手法などについての助言を行い、組織の実質的な体制強化を推進します。

(2) 防災意識の啓発

- ①住民の防災意識の高揚を図るため、広報紙等を通じて防災知識を高めるとともに、出前講座などにより地域や学校などに出向き、災害への備えなどを周知します。
- ②「防災の日（9月1日）」及び「防災とボランティアの日（1月17日）」を通じ、住民にとってわかりやすく、住民自らが防災意識を高めるような取組を推進します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	自主防災組織の組織率	74.0%	95%



施策の展開

3 消防・救急体制の充実

施策の方針

- 1 市民の生命と財産を守る体制を構築するため、消防・救急の拠点施設として消防本部、消防署の充実はもとより、出張所についても救急車等を常備した施設の整備を図ります。
- 2 消防組織の充実、消火栓や防火水槽の計画的な整備、消防車両や*A E D等の適切な維持管理に努めます。
- 3 距離や地域性を考慮して、消防団各部の発展的統合を行うとともに、災害時の出動等迅速な行動ができるよう、拠点施設や車両等の計画的な整備を図ります。
- 4 消防団と連携し、市民消防の日（毎月19日）や春・秋の火災予防運動等の機会を通じ、市民の防火意識の啓発に努めます。

施策の概要

(1) 消防・防災体制の強化

- ①災害時の中枢となる消防庁舎の移転整備を検討し、消防団拠点施設など年次計画に基づき整備・強化に努めます。
- ②家庭や企業の理解を求め、福利厚生等諸条件の充実に努めながら消防団員の確保と定着化を図ります。また、消防学校での研修、移動消防学校、消防操法などを行い、技術の習得を推進します。
- ③消防職員については、救急救助訓練、高層建物を想定した消火訓練等の各種訓練の充実・強化及び九州実務研修、消防大学にて研修等を行い高度技術の習得に努めます。
- ④消防救急無線の広域化・共同化を目指した、アナログ方式からデジタル方式への移行に取り組みます。
- ⑤消火活動において重要となる防火水槽や消火栓の整備・充実や消防施設・車両・機器等の計画的な配備を行います。

(2) 防火・防災への取組

- ①火災予防運動等の各種行事や広報等を通じて、火災予防のための啓発活動や指導等に努め、市民の防火意識の徹底を図ります。
- ②防火対象物や危険物施設などの新設対象物の実態把握に努め、防火査察及び指導を行い、危険物などの取扱いについて法令遵守や違反是正の指導体制の強化を図ります。

A E D

自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。



- ③一般家屋においては、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などの災害時要援護者に対し、関係機関などとの連携の強化を推進し、防火指導を行います。特に、災害弱者と言われる高齢者、障がい者等には、災害時要援護の登録を行い、スムーズな救助活動の一助とします。
- ④事業所等については、消防法や国民保護法に基づく消防計画の作成を指導し、自衛消防隊の充実・強化を促進します。

(3) 救急・救助体制の確立

- ①救命率の向上のため、救急救命士の養成とともに、病院内研修などを実施し、高度化した医療技術の修得を行います。
- ②普通救命講習会等を通じて地域住民の救急知識やA E Dの取扱いの普及、啓発を推進します。また、公共施設へ設置したA E Dの適切な維持管理に努めます。
- ③多種多様化する救急需要に対し、迅速かつ的確に対処するため、広域救急業務の充実強化を進めていきます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	救急救命士数	17名 (見込み)	27名
2	普通救急法講習会数 (受講者数)	33回 (598名)	60回 (1,200名)
3	救急蘇生法講習会数 (受講者数)	88回 (3,411名)	120回 (5,000名)



救助訓練



施策の展開

4 地域安全活動の推進

施策の方針

- 1 行政と警察はもとより家庭、学校、地域が連携を密にした地域安全活動を支援するとともに、防犯灯の増設や子ども110番おたすけハウスの充実等防犯のための環境整備を進めます。
- 2 消費サービストラブル等も増加傾向にあるため、消費者への正しい知識と相談体制への充実を図ります。

施策の概要

(1) 防犯活動の推進

- ①地域住民による自主的な活動を促進するために、「地域安全ニュース」の配布や防犯パトロールカー、「地域安全みまもり隊」による巡回活動を展開します。
- ②防犯協会のホームページでの情報提供やメール配信サービスに取り組みます。さらに、地域安全活動を推進する組織である「身近な犯罪防止モデル地区」との連携など、少年の非行防止や環境浄化活動の強化を図り、犯罪発生の未然防止に努めます。
- ③警察署や日南地区防犯協会を中心とする関係機関との連携を強化し、防犯連絡所や地域安全チェッカー、子ども110番おたすけハウスなどの各防犯組織における指導者の育成に努めます。
- ④高齢者や一人暮らしの女性など、被害を受けやすい市民への訪問活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。
- ⑤犯罪を未然に防止するため、自治会との連携により防犯灯の計画的な整備や既存施設の維持管理に努めます。
- ⑥事業所等暴力団追放協議会をはじめ、関係機関・団体が一体となり、「暴力追放3ない運動(暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない・暴力団を利用しない)」と「暴走族追放3ない運動(暴走行為をしない・暴走行為をさせない・暴走行為を許さない)」を推進するとともに、幅広い市民の参加による啓発活動を展開します。

(2) 消費者意識啓発の推進

- ①消費者被害に遭わないようにするため、その被害実態や手口について、学習機会の充実や啓発活動を展開し、「くらしのアドバイザー」による身近な消費生活に関する啓発・相談を実施します。
- ②消費生活センター等に寄せられた事例や消費生活に関する法律、制度等の情報を広報紙、市ホームページ等により提供します。

(3) 食品衛生対策の推進

- ①食品を製造又は提供する事業所の自主的な衛生管理を促進するなど、安全な「食」を提供するシステムづくりを支援します。
- ②市民が食品衛生に関する正しい理解と認識を深められるよう、広報と啓発に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	高齢者教室等の参加者数	355人 (見込み)	405人



防犯パトロール



施策の展開

5 交通安全活動の推進

施策の方針

- 1 交通安全関係機関・団体の協力と交通指導員等の育成を図り、市民総ぐるみによる交通安全活動を促進して、交通安全意識の高揚を図るとともに、安全な交通環境の整備に努めます。

施策の概要

(1) 交通安全対策

- ①歩行者・自転車・車両等の安全を確保するため、転落防止柵やガードレール、カーブミラー、道路標識の設置、歩道の※バリアフリー化等、交通安全施設整備を推進します。
- ②関係機関と連携して、交通事故多発地帯の事故防止対策を重点的に推進します。
- ③住民が日頃から利用する生活道路については、通過車両の制限などに取り組み、交通事故防止に努めます。
- ④道路や側溝の清掃・除草など、道路環境の保全と適正な管理に努めるとともに、市民と協働しながら道路愛護作業の促進を図ります。また、生活に密着した里道の利便性に配慮し、舗装などの整備に努めます。

(2) 交通安全意識の高揚

- ①市民総ぐるみによる交通安全活動を推進し、正しいルールとマナーの実践を習慣づけるため、家庭・学校・職場・地域における交通安全教育を積極的に推進します。特に、幼児・若者・高齢者の各種交通安全組織の育成に努め、交通安全活動を促進します。
- ②警察署をはじめ、交通安全対策協議会や交通安全協会など、関係団体との緊密な連携協力のもと、各種既存行事での啓発活動や、交通事故発生状況を踏まえた広報活動などを展開し、交通安全意識の高揚に努めます。
- ③交通指導員など、既存の指導者の教育と資質の向上に努めるとともに、各交通安全団体においても講習会などを開催し、幅広い指導者の育成を図ります。
- ④市民が必要に応じて交通事故の相談ができるよう、窓口である県交通事故相談所の周知を推進するとともに、学校教育現場における育英資金制度など、交通災害被害者救済制度の利用を推進します。

バリアフリー
障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除くこと。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	交通事故による人身事故の防止 (人身事故の件数削減)	(H20実績) 274件	170 (△104) 件
2	高齢者等への交通安全教育	355人	405人



交通安全運動



基本方針 4

計画的な都市環境づくり

現況と課題

□都市の構成

本市の土地利用区分面積は、総面積53,612haのうち、林野面積が占める割合は78.0%と最も多くなっています。本市では、既存の国土利用計画及び都市計画において、市域を都市的土地利用区域と自然的土地利用区域に大別し、さらに個別規制法によって都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域に指定された各区域の適切な機能分担と連携を図っています。

今後の土地利用については、市街地部と農山村部との健全な発展を目指して、多様な自然環境との共生を図っていく必要があります。

また、農業地域については、無秩序な開発がなされないよう適切に規制・誘導していく必要があります。そして、農用地の高度利用、生産性向上に配慮した整備や、新規就農者のための住宅用地の確保等も重要となっています。

さらに、森林地域は、木材生産機能はもとより、水資源のかん養、自然環境保全等の多様な機能が総合的に発揮されるよう、整備と保全を図っていく必要があります。その他の保全地域については、国定公園に指定されている日南海岸や伝統的建造物群保存地区に指定されている飫肥地区のみならず、日南市の豊かな自然的・歴史的資源の保全・活用を図り、都市づくりに生かしていくことが必要となっています。

一方で、本市の都市構造は国道220号、国道222号、国道448号及び主要地方道日南高岡線等を中心とした都市軸（道路）が既存市街地を連絡する構造となっています。将来に向けて、東九州自動車道の整備効果を本市の活力に繋げつつ活性化を図っていくために、このような既成市街地の有効利用を図りながら、新たな拠点形成も同時に推進していく必要があります。

そこで、市町村の都市計画に関する基本的な方針となる※都市計画マスタープランを策定し、※用途地域の見直しや道路、公園、下水道等の整備推進に努めることが求められています。

□土地利用

土地は、現在そして将来における市民の豊かな暮らしを支えるための貴重な財産です。生活の安定と生産活動の基盤として、また、都市化の進展と社会経済諸活動の基盤としての、土地利用を促進する必要があります。このため、公共の福祉の増進や自然環境の保全を図りながら、地域社会、経済そして歴史・文化などの条件に配慮した土地需要の調整を行い、効率的利用の観点から市土の有効活用を推進する必要があります。

都市計画マスタープラン

市の都市計画に関する基本的な方針。地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしたもの。

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。



また、少子高齢社会到来や社会動態の変化に対応した土地利用のあり方が求められています。

さらに、本市特有の自然・歴史・文化的景観の保全を考慮した、まちづくりも望まれます。

市街地開発にあたっては効率的・効果的な整備が必要であり、東九州自動車道の整備の進ちょく、土地利用計画の変更などの情勢の変化を十分踏まえた慎重な調査・研究が必要です。

□幹線道路

本市の道路網は、南北に縦断する国道220号と国道448号及び東西へ走る国道222号を動脈とし、県道日南高岡線等の主要幹線道路とこれらに連結する主要地方道6路線、一般県道16路線、広域農道等が縦横に配置され、さらには、県南地域の産業・経済・文化・観光などの発展、ひいては九州地域の一体的発展に不可欠な、東九州自動車道が配置されており、国の重要港湾で県南唯一の貿易港である油津港と緊密に連携しながら、「油津港と東九州自動車道を機軸としたまちづくり」を推進するための交通網を形成しています。また、これらの道路は、地域住民にとって、生活に密着しており、災害時における避難道路や緊急輸送道路となり「いのちの道」としても必要不可欠であります。

そのような中において、国道220号は、これまで、青島～日南改良事業による道路の整備等が進められてきましたが、現在でも異常気象時における通行規制区間の2区間15.7kmが未整備の状況であり、より一層の防災対策を図る必要があります。

東九州自動車道は、平成8年度に、清武～北郷区間（延長19km）の整備計画が決定され、現在は、新直轄方式（国）による整備が進められており、平成19年には北郷～日南間が着工されました。

今後も、東九州自動車道の全線開通を目指し、これまで以上に関係団体などと協調を図りながら、日南～志布志間の整備区間の早期格上げ及び早期開通に向けた運動を官民一体となって展開していく必要があります。

国道222号についても、日南市酒谷から都城市安久町尾平野間（13.5km）の整備後、道路の整備は休止の状態であるため、当面は、尾平野から都城市内までの現道区間を、局部的な線形改良等により整備促進を図る必要があります。国道448号についても局部的な線形改良等の整備を図る必要があります。

さらに、県道の総延長146kmのうち101km（69.2%）が改良を終えています。が、未改良も45km残されており、これらの整備を促進する必要があります。



都市計画道路については、日南都市計画において、51路線延長66.4kmを計画決定し、その整備状況は48.4kmが改良済みで、改良率は72.9%です。

また、南郷都市計画において、6路線延長11.6kmを計画決定し、5.1kmが改良済みで、改良率は44.0%です。これらの道路は、都市の骨格をなす施設として、健全な市街地の形成、活力と魅力ある都市形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。

今後も、東九州自動車道を含めた市内の交通体系を考慮し、市の発展動向を踏まえ、街路事業の計画的な推進と、地域の特性を生かしたまちづくりにより、積極的に事業を推進する必要があります。

□重要港湾

油津港は、昭和27年に重要港湾の指定、昭和29年には県南唯一の貿易港の指定、平成9年には無線検疫港の指定、さらに、平成12年には植物検疫港の指定を受けるなど県南地域における産業、物流の拠点港としての受け入れ態勢の整備が進められてきました。

また、昭和30年以降、後背圏のニーズや大型船舶に対応するため、着々と港湾の整備が進められ、平成10年9月、油津港東地区に水深10mと12mの大型岸壁が供用開始しました。このことにより、大型船舶の就航が可能となり、平成10年11月には45,000トン級の大型チップ船、平成11年12月から油津港と大阪、東京方面を結ぶ定期*RORO船が就航し、また、平成13年1月には日韓定期コンテナ航路が、平成21年3月には神戸内航フィーダー航路が開設され、油津港における取扱貨物量は大幅に増加しました。

現在の油津港においては、地域の産業発展や道路整備による後背地の拡大により、さらなる取扱貨物量の一層の増大が期待されています。さらに、地球温暖化などの環境問題に対処するため、輸送効率の点で優れた海運への輸送手段の転換も進められており、これらに対応するため*タグボートの配置や耐震強化岸壁の整備など港湾機能の整備・充実が求められています。

海の玄関である油津港を拠点とした海上交通網の整備と、その効率的な活用による物流機能の強化は、大消費地から遠距離にある本市にとって必要不可欠であり、また、本市のみならず県南地域経済の振興を図る上でも極めて重要な課題となっています。

このような情勢を踏まえ、「油津港と東九州自動車道を機軸としたまちづくり」を推進し、油津港を県南地域における産業、物流の拠点港としてさらに発展させ、効率的かつ近代的な港湾機能の整備とあわせて、油津港と後背圏との円滑な流通業務を促進するための*アクセス道路や、さらに、国際化や輸入拡大に対応するためのC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の整備・充実を積極的に推進する必要があります。

RORO 船

フェリーのようにランプを備え、トレーラーなどの車両を収納する車両甲板を持ち、自走で搭載・揚陸できる構造の貨物船。

タグボート

船舶や水上構造物を押したり引いたりするための船。

アクセス道路

交通関係においては、駅や空港、都市等への連絡道路や接続道路をいう。



□生活道路と公共交通

市民の暮らしを支える生活道路は道路改良事業等により計画的に整備され、暮らしの利便性の向上や産業振興を支えています。これからも市民の安全な通行を確保するため、道路の拡幅やユニバーサルデザインに配慮した改良を中心に計画的な整備を進めていくとともに、道路の適切な維持管理が必要となっています。

一方、マイカーの普及や人口の減少などにより鉄道やバス等の公共交通機関の利用者は減少しており、このような中、不採算バス路線から運行事業者が撤退するなど、市民が安心して移動できる公共輸送サービスの確保が大きな課題です。

今後、高齢社会への対応や※環境負荷の低減が求められる中、公共交通機関の果たす役割は重要性を増しており、廃止バス路線への代替えバスの検討や市民ニーズに対応したダイヤ、路線などの運行形態の再構築が必要となっています。

施策の体系

- 1 調和のとれた土地利用の推進
 - (1) 計画的な土地利用の促進
 - (2) 個別規制法に基づいた土地利用の推進
- 2 計画的な都市基盤の整備
 - (1) 都市計画事業の推進
 - (2) 市街地整備の促進
- 3 広域的な道路網の整備
 - (1) 東九州自動車道の早期完成
 - (2) 幹線道路の整備
- 4 港湾の整備
 - (1) 港湾整備の促進
 - (2) 港湾機能の充実
- 5 域内を循環する生活関連道路の整備
 - (1) 生活関連道路の整備
 - (2) 道路環境の改善
- 6 公共交通体系の整備
 - (1) 鉄道利用の促進
 - (2) バス利用の促進
 - (3) 旅客船の運行確保

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独での悪影響はないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。



施策の展開

1 調和のとれた土地利用の推進

施策の方針

- 1 将来の市の発展を支える基盤の整備として、総合的で計画的な土地利用の見直しを行い、調和のとれた土地利用を推進します。

施策の概要

(1) 計画的な土地利用の促進

- ①国土利用計画（日南市計画）に沿って、総合的・計画的な土地利用を推進し、地域住民の意向を反映しながら、適正な活用を推進します。
- ②土地取引、財産管理、公共事業等の基礎となる地籍及び地図整備のため、年次的に地籍調査を実施します。

(2) 個別規制法に基づいた土地利用の推進

- ①市街地については、既成市街地内における機能更新や有効活用及び市街地の拡大抑制を基本として、地域の特性を生かした特色ある商業地の形成や工業地の計画的土地利用の推進、良好な住宅地としての居住環境の維持・形成等により、計画的な土地利用を推進します。
- ②農業振興地域については、農業振興施策を計画的に実施しながら、優良農地の確保・保全を図ります。また、集落環境の快適性を高め、安らぎとゆとりを感じさせる農村環境を形成します。
- ③森林地域については、木材生産性の経済機能及び水源のかん養、山地災害防止、保健・文化や生態系の保全などの公益的機能を総合的に発揮するように、必要な森林の確保と整備を図ります。
- ④伝統的建造物群保存地区に選定されている飫肥城下町とその周辺については、歴史的な街並みを生かした市街地整備を推進します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	地籍調査進捗率	48.8%	55.8%



2 計画的な都市基盤の整備

施策の方針

- 1 都市計画マスタープランに基づく都市基盤の整備や道路網整備をはじめとした交通基盤の充実を計画的に推進します。

施策の概要

(1) 都市計画事業の推進

- ①市の都市計画に関する基本的な方針となる都市計画マスタープランを策定します。
- ②都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用を行うとともに、公園、下水道、都市計画道路等の整備を推進します。

(2) 市街地整備の促進

- ①道路や公園などの都市基盤が不足している既成市街地や都市基盤が未整備のまま郊外への拡大が進行している地区について、市民の意見を反映しながら、土地区画整理事業の導入を研究します。
- ②市街地内の都市機能が低下している区域などにおいて、市街地の土地の合理的かつ安全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地開発等の実施について検討します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	都市計画マスタープランの策定	—	平成23年度 までに策定



施策の展開

3 広域的な道路網の整備

施策の方針

- 1 東九州自動車道の早期完成に向け、地域が一体となって積極的な運動を展開します。また、東九州自動車道へのアクセス道路の整備や国道、主要地方道の整備を促進します。

施策の概要

(1) 東九州自動車道の早期完成

- ①東九州自動車道の全線開通に向けて、新直轄方式による整備計画区間である清武・北郷・日南間の早期完成、基本計画区間である日南・南郷・串間・志布志間の整備計画区間への格上げについて、東九州自動車道建設促進日南・串間地区協議会を中心として、市民・行政が一体となり関係機関へ積極的に要望します。

(2) 幹線道路の整備

- ①県南地域の物流を担う重要幹線道路として円滑で安全な通行を確保するため、国道220号・222号・448号、県道日南高岡線、酒谷榎原線、北方南郷線などの早期改良を国・県へさらに要望し、整備促進を図ります。
- ②東九州自動車道・日南インターチェンジ、重要港湾油津港、市の中核を成す工業地帯の連結による周辺土地利用の促進や交通混雑の緩和を図るため、平野線（平野工区）の早期完成に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	都市計画道路平野線 (平野工区) 整備進捗率	66%	100%

工事の進む東九州自動車道



年見第一トンネル入口



北河内二号橋

4 港湾の整備

施策の方針

1 油津港、外浦港等それぞれの港が連携を図りつつ、海の玄関として港湾機能の整備と海上輸送機能の強化に努めます。

施策の概要

(1) 港湾整備の促進

- ①港内の静穏性の確保と船舶航行の安全性向上を図るため、防波堤などの外郭施設の整備を促進します。
- ②油津港を物流拠点港として取扱貨物量の増加を促進するため、港と後背圏とのアクセス道路の整備を積極的に取り組みます。
- ③油津港については、大型化している船舶に対応するため、タグボートの配置を促進します。
- ④外浦港については、水産業や観光、物流の進展に対応した港湾機能の充実に努めます。
- ⑤大島港については、資源管理型漁業の推進や*ブルーツーリズム等の交流事業に対応した港湾施設の整備を促進します。

(2) 港湾機能の充実

- ①「外洋からダイレクトに入港できる」という油津港の特性を生かし、利活用促進のために、国内定期貨物船の誘致や、アジアやオセアニア地域との国際定期貨物船誘致などのポートセールスに積極的に取り組むとともに、国際化や輸入拡大に対応するため、C I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の整備・充実に取り組みます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	定期航路数	3	5
2	輸入・輸出取扱貨物量	722千トン	759千トン
3	移入・移出取扱貨物量	938千トン	1,253千トン

ブルーツーリズム
緑豊かな漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。



施策の展開

5 域内を循環する生活関連道路の整備

施策の方針

- 1 市民の利便性、安全性、快適性の確保を目指して、市街地内の道路や生活道路を人や環境にやさしい道路として整備します。
- 2 地域の歴史や文化等の特徴を生かした街路空間の創出に努めます。

施策の概要

(1) 生活関連道路の整備

- ①地区内において、自動車交通を安全に効率良く幹線道路へ導き、幹線道路を補完する地区道路の新設、改良を進めます。
- ②1級市道などの主要道路については、土地利用、利便性、重要度、緊急度等を総合的に判断しながら道路拡幅や改良を中心に計画的に整備を進めるとともに、円滑で安全な通行の確保のため、適切な維持管理に努めます。
- ③地域間の連携・交流を図る重要な生活道路については、県道昇格の要望に努めるとともに、県道にふさわしい道路整備を促進します。

(2) 道路環境の改善

- ①街並み景観に配慮し、道路緑化や歩道の美装化等を進めるとともに、歩道の改良による段差解消など、歩行者や自転車にやさしい安全な道路づくりに努めます。
- ②道路面の透水性舗装や排水性舗装など、環境に配慮した道路づくりに努めます。
- ③道路占用の適正化や維持補修などの推進を図ります。
- ④軽微な道路の補修や沿道の草払いなどについては、地域住民との協働による道路保全等に努めるため、清掃活動等の支援及び推進に努めます。
- ⑤老朽化及び破損している側溝や、傷みが著しい舗装の改修などを行います。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	油津地区内道路の 高質化路線箇所数	8 路線	14路線



6 公共交通体系の整備

施策の方針

- 1 鉄道については、鉄道利用者の利便性や快適性を高め、駅施設の整備・改善等を関係機関に要望し、観光施設等と連携した利活用形態を見出すとともに、維持存続と利用促進に努めます。
- 2 路線バスについては、※コミュニティバスによる補完や乗合タクシー等を視野に入れつつ、市民の視点に立った生活交通の確保に努めるなど、抜本的・総合的なバス交通システムの確立を図ります。
- 3 旅客船については、大島に居住する住民の唯一の公共交通手段であるとともに、大島の観光資源や施設の利活用を促進するために重要な役割を担っていることから、運航を確保し、関係機関と連携して利用促進に努めます。

施策の概要

(1) 鉄道利用の促進

- ① J R日南線の維持確保を図るため、日南市公共交通機関利用友の会やJ R日南線利用促進連絡協議会を中心に、関係機関と協力しながら利用促進、啓発運動を展開します。
- ② 利用者のニーズに対応した鉄道輸送の実現を図るため、駅施設の整備・改善、利用しやすいダイヤ設定などについて、関係機関に要望します。
- ③ 鉄道事業者や県、沿線自治体と連携し、鉄道利用促進のための様々なイベント事業を展開します。
- ④ 鉄道利用の利便性や快適性を高めるため、鉄道基盤の抜本的な整備や高速化を促進するとともに、列車の増便や車両のリニューアルなど鉄道事業者に働きかけます。

(2) バス利用の促進

- ① バス輸送を市民の交通手段として便利で利用しやすいものとするため、関係機関との連携を図り、機能的なバス路線の整備・充実を促進します。
- ② 少子高齢化や核家族化が進む中、通院、通勤、通学などにおいて地域住民の重要な移動手段である生活バス路線の維持確保を図るため、乗車運動などにより利用を促進します。

コミュニティバス
市が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。従来の乗合バスを補うために採算性より住民の足として運行されている。



- ③現行路線・系統の利用実態を検証し、地元住民の意向等を考慮しながら、商業・観光・福祉等とも連携した新たな市内交通システムとして、コミュニティバスの導入等を検討します。

(3) 旅客船の運行確保と利用促進

- ①利用状況の分析や運航方法の研究を行い、効果的かつ効率的な運営に努めます。
- ②大島にある施設等を管理する関係機関や各種市民団体等と連携して、大島ならではの特色のあるイベントを開催する等、市営旅客船の利用を促進します。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	J R日南線各駅乗降者数 (田吉駅～志布志駅)	(H20実績) 1,647,610人	1,800,000人
2	日南市管内各駅乗降者数 (伊比井駅～榎原駅)	(H20実績) 985,307人	1,080,000人
3	市営旅客船利用者数	(H20実績) 11,726人	14,000人

コミュニティバス



つわぶき号



ハートフル号



わかば号

景観に配慮した美しいまちの創出

現況と課題

□景観形成と緑化推進

本市では、南国日南を象徴する輝く太陽の下、青い空と緑豊かな山々や美しい日南海岸、広渡川と酒谷川の清流と郊外に広がる田園風景、飫肥の城下町や油津の港町などの歴史的な街並み、見渡す限りの飫肥杉美林など、市内各地に特色のある景観が形成されてきました。

しかし、若年層の市外流出や少子化による人口減少、急速な高齢化、さらには、吾田地区への人口集中などにより、その他の地域では年々、空き家、空き地、耕作放棄地等が増加する傾向にあります。

一方で、平成16年の景観三法の成立により、国をあげて美しい国土、魅力ある地域づくりが従来にもまして叫ばれるようになりました。

本市は、宮崎県で最初の景観行政団体になりました。今後は、宮崎県を代表する美しい景観の日南海岸や、飫肥や油津の歴史的街並み、飫肥杉に囲まれた坂元棚田など、魅力ある都市景観を生かしたまちづくりを推進していくことが必要です。

また、本市の都市公園は、平成21年4月現在、開設数46箇所、全体面積50.77haと着実に整備を進めてきましたが、近年では、施設の老朽化や多様な市民ニーズに対応した、施設整備の充実も望まれています。今後は、引き続き計画決定された未整備の公園整備を、計画的に進めるとともに、既存施設の改修や維持管理の充実を図る必要があります。

また、広渡川や酒谷川等の河川敷を活用した緑地整備、街路樹や沿道修景による道路の緑化及び市民のニーズにこたえた公園・緑地の整備を図る必要があります。

施策の体系

1 愛着の持てる街並みの創出

- (1) 歴史的景観の保全と活用
- (2) 市民参加による街並み景観の形成

2 緑化の推進

- (1) 里山等の保全
- (2) 緑地の整備



施策の展開

1 愛着の持てる街並みの創出

施策の方針

- 1 自然環境や歴史的・文化的環境を生かした個性豊かな街並みの創出とその保全について、景観条例に基づき、地域住民との協働で行います。
- 2 歴史的環境に優れ、その保全修景が必要な地域において、豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間の整備を推進します。

施策の概要

(1) 歴史的景観の保全と活用

- ①「日南市景観形成基本方針」、「日南市美しいまちづくり景観基本条例」に基づき、各地区の特性に応じて歴史的な景観を生かしたまちづくりを推進します。
- ②油津については、県の堀川運河整備事業と、市のまちづくり交付金事業に年次的に取り組むとともに、文化庁の登録有形文化財を生かしたまちづくりを推進します。
- ③飫肥については、重要伝統的建造物群保存地区を中心として、飫肥城下町全体の歴史的景観の保存に努めるとともに、市民が暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ④坂元棚田や鶴戸神宮、榎原神社、南郷城跡、山仮屋関所跡及び山仮屋隧道のように、本市の歴史と文化を代表する歴史的資源についても、周辺の景観とともに、保存活用に努めます。

(2) 市民参加による街並み景観の形成

- ①本市が育んできた歴史や原風景を大切に、市民が自らの手で郷土の良好な景観を創出するにあたっての支援を促進し、四季の変化や時間のうつろいを感じられる情緒あるまちづくりを推進します。
- ②交流拠点や歴史・文化拠点、周辺環境整備により都市景観の創出に努めるとともに、市民との協働による地域の特性を生かした景観形成に努め、都市空間の整備や建築物のデザイン、オープンスペースの確保・活用などによる一体感のある街並み形成を図ります。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	景観計画区域の設定箇所	1 箇所	2 箇所



山仮屋隧道



飫肥街道



施策の展開

2 緑化の推進**施策の方針**

- 1 市街地環境の向上やうるおいとやすらぎのある都市空間の創造を目指して、公共空間等の緑化を進めます。
- 2 地域コミュニティ活動を通して、地域住民による地域全体、あるいは地区ごとのテーマに沿った一体感のある緑化を推進します。

施策の概要**(1) 里山等の保全**

- ①優れた風致景観を持つ樹林地、丘陵地、里山等の保全と活用を図ります。

(2) 緑地の整備

- ①地域住民や関係機関と連携し、広渡川や酒谷川等の河川敷地の緑化を推進し、自然環境を生かした親水性に富んだ美しい景観の創造と保全に努めます。
- ②都市部や日南海岸などの主要な道路において、地域に適した街路樹や沿道修景などの整備を関係機関と連携しながら促進し、南国日南にふさわしい道路空間や景観の創出と保全に努めます。
- ③市民、事業者、行政の連携による自然が織りなす美しいまちづくりを進めるため、「みどりの日」の記念植樹をはじめとする様々な緑化行事を開催します。



沿道に花を植える市民の皆さん

緑と黒潮が育む
産業・文化・交流都市

MIYAZAKI
にちなん



飢肥城大手門



「道の駅」なんごう



マリンビューアーなんごう



花立公園の桜



猪八重の滝



堀川運河

